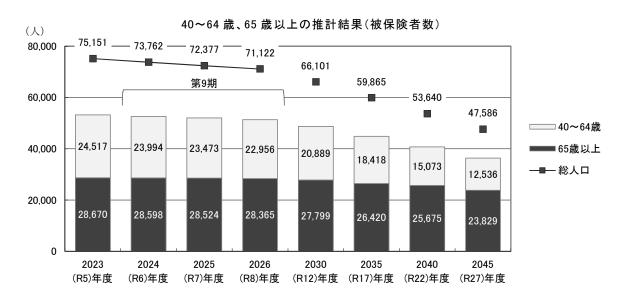
# 第4章 計画推進のための基本的事項

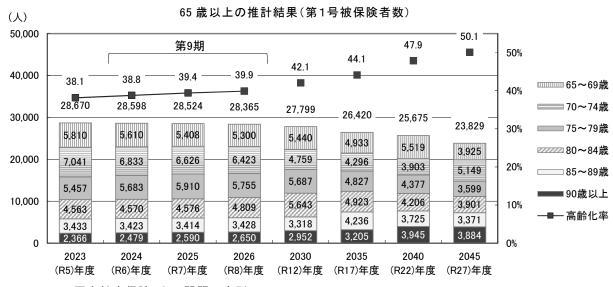
# 1 計画対象者の推計結果

# (1) 40~64 歳、65 歳以上人口

国立社会保障・人口問題研究所による推計結果「日本の地域別将来推計人口(平成30 (2018) 年推計)」(補正値)によると、第9期の最終年度2026年度(令和8年度)には40~64歳(第2号被保険者)は22,956人に、65歳以上(第1号被保険者)は28,365人になると推計されています。

65歳以上人口をみると今後は微減傾向に転じますが、総人口が減少していくことから高齢化率は2026年度(令和8年度)には39.9%、2030年度(令和12年度)には42.1%、2040年度(令和22年度)には47.9%に達することが予想されています。



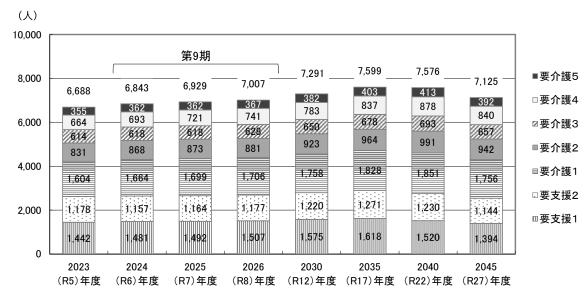


※国立社会保障·人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」(補正値) 見える化システムより

# (2)要介護等認定者数

これまでの実績をもとに算出した要介護等認定者数は、今後もしばらくは増加傾向が続き、第9期の2024年度(令和6年度)には6,843人、2025年度(令和7年度)は6,929人、2026年度(令和8年度)には7,007人になることが推計されています。



要介護等認定者数の推計結果

# 2 基本理念と基本方針

高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」は、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会(高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会)の実現に向けた中核的な基盤として推進していく必要があります。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を推進するために、地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組みを進めることが重要です。

これらを踏まえ、上位計画である「岩見沢市地域福祉計画」の理念に基づき、団塊の世代が75歳を迎える2025(令和7)年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年など、中長期的な課題に対して基本方針を掲げるとともに、その実現のため重点的に取り組むべき課題を設定します。

# 基本理念

# 人もまちも元気で健康に

~だれもが、助け合い、支え合いながら、 明るく元気に暮らせる共生社会を実現します~

# 基本方針

住み慣れた地域で共に支え合い、生きがいを持って 安心して暮らせるまちづくり

# 3 中長期的な課題

# (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、介護給付等対象サービスの充実 を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実 等地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方策に取り組みます。

また、地域包括ケアシステムの基盤を活かし、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組みをデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図っていきます。

#### 地域包括ケアシステムの姿 介護が必要になったら・・・ 病気になったら・・・ 医療 介護 ■在宅系サービス 日常の医療: ·訪問介護、訪問看護、通所介護 病院: かかりつけ医 小規模多機能型居宅介護 ·急性期病院 ・地域の連携病院 短期入所生活介護 亜急性期、回復期 ■施設・居住系サービス 定期巡回随時対応型訪問介護看護 ·歯科医療、薬用 リハビリ病院 ·介護老人福祉施設 複合型サービス等 ·介護老人保健施設 ■介護予防サービス ·認知症共同生活介護 特定施設入所者生活介護等 通院·入院 住まい 医療の提供 サービスの提供 相談業務・サービスのコーディネート サービス付き高齢者向け住宅等 ※地域包括ケアシステムはおおむ ・地域包括支援センタ ね30分以内に必要サービスが ・ケアマネジャ 提供される日常生活圏域(具体的 いつまでも元気に暮らすために・ には中校学区)を単位として想定 生活支援·介護予防 老人クラブ、自治会、 ボランティア、NPO等 参考:厚生労働省HP資料

# (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

中長期的な介護ニーズ等を見据え、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ること、負担能力に応じた適正な保険料の賦課等、質が高く必要なサービスの提供に努めます。

また、財源と人材をより重点的・効率的に活用するため、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体等の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

# 4 計画の基本目標

本計画では、次の3つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1

住み慣れた地域での 安全・安心な 継続した生活の実現

- 地域包括ケアシステムを推進するとともに、あらゆる世代の方々が、それぞれの地域でお互いに関わりをもって生きるという地域共生社会の実現を目指し、高齢者等を見守ることのできる地域づくりを進めます。
- 認知症高齢者が尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活が営めるよう、市民が広く認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支える取組みを推進します。

#### 基本目標2

健康で生きがいに満ち、 活躍できる 地域社会の実現

- ■介護予防や健康づくりに取り組むとともに、すべての高齢者がいきいきと暮らすことのできる、明るく活力に満ちた高齢社会を築く取組みを推進します。
- 高齢者の社会参加等を進め、心身の健康を維持するとともに世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに努めます。

# 基本目標3

介護保険制度の 円滑な運営

- 介護サービスを必要とする方が、公平な負担のもと、質の高いサービスが受けられるよう、基盤整備を促進するとともに、介護サービスの質的向上を目指します。
- 高齢者のニーズに対応した多様なサービス等を実施し、地域住民の主体的な参画を促進します。

# 5 施策の体系

# 基本目標1 住み慣れた地域での安全・安心な継続した生活の実現

#### (1) 地域包括ケアシステムの充実

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア体制の整備
- 地域共生社会の実現

#### (2) 在宅医療・介護連携の推進

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発

#### (3) 認知症施策の推進

- 認知症基本法について
- 認知症初期集中支援チームの運営、活用の推進
- 認知症地域支援推進員の活動推進
- 認知症サポーターの養成と活用
- 認知症高齢者とその家族に対する支援

#### (4) 地域における生活支援の推進

- 見守り体制の構築
- 日常生活自立支援の充実
- 冬期間における生活の支援

#### (5) 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

- 権利擁護の推進
- 虐待防止の推進

#### (6) 高齢者の住まいの支援

- 高齢者の住まいに関する情報提供、相談体制の充実
- 在宅高齢者の支援
- 多様な住まいの確保
- 安心して暮らせる住まいづくり

# 基本目標2 健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現

#### (7) 健康づくりの推進

■ 保健事業の推進

#### (8) 自立支援・重度化防止の推進

- 要支援者等の介護予防サービス
- 高齢者の介護予防事業
- ■「通いの場」への支援
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 地域ケア会議の活用

#### (9) 社会参加・生きがいづくりの推進

- 多様な活動の支援
- 交流の場の支援
- 就労支援

# 基本目標3 介護保険制度の円滑な運営

### (10) 持続可能な介護保険事業運営の確保に向けた施策の推進

- 介護保険サービス提供基盤の充実
- 介護保険サービスの質の向上と業務の効率化
- 利用者・介護者への支援
- 介護人材の確保と育成
- 介護給付の適正化
- 感染症予防対策の推進
- 介護保険サービス基盤の整備目標